

工場立地法 届出の手引き

目 次

◎ 工場立地法の概要	2
1 特定工場	4
1－1 特定工場の定義	4
1－2 敷地面積の考え方	4
1－3 建築面積の考え方	5
2 生産施設	5
2－1 生産施設の定義	5
2－2 敷地面積に対する生産施設の面積の割合	6
2－3 生産施設面積の測定方法	6
3 緑 地	7
3－1 緑地の定義	7
3－2 敷地面積に対する緑地面積の割合	7
3－3 緑地面積の測定方法	7
3－4 屋上緑化・壁面緑化等の緑地面積への算入割合	9
4 緑地以外の環境施設	9
4－1 緑地以外の環境施設の定義	9
4－2 敷地面積に対する環境施設面積（緑地を含む）の割合	10
4－3 緑地以外の環境施設の測定方法	10
4－4 環境施設の配置	11
◎ 生産施設、緑地、緑地以外の環境施設の定義と事例	12
5 既存工場に対する弾力的措置	17
5－1 既存工場に対する弾力的措置とは	17
5－2 準則不適合の場合への弾力的対応	17
5－3 兼業の場合	18
5－4 準則計算式と計算の事例	18
6 届出が必要な場合	32
6－1 届出が必要な場合	32
6－1－1 新設の場合	32
6－1－2 変更の場合	32
6－1－3 その他の場合	33

6 - 2	届出が必要ない場合	33
7	届出の時期	33
7 - 1	実施の制限	33
7 - 2	実施の制限期間の短縮	34
8	届出書類	35
8 - 1	届出書類一覧表	35
8 - 2	届出のあて先及び部数	36

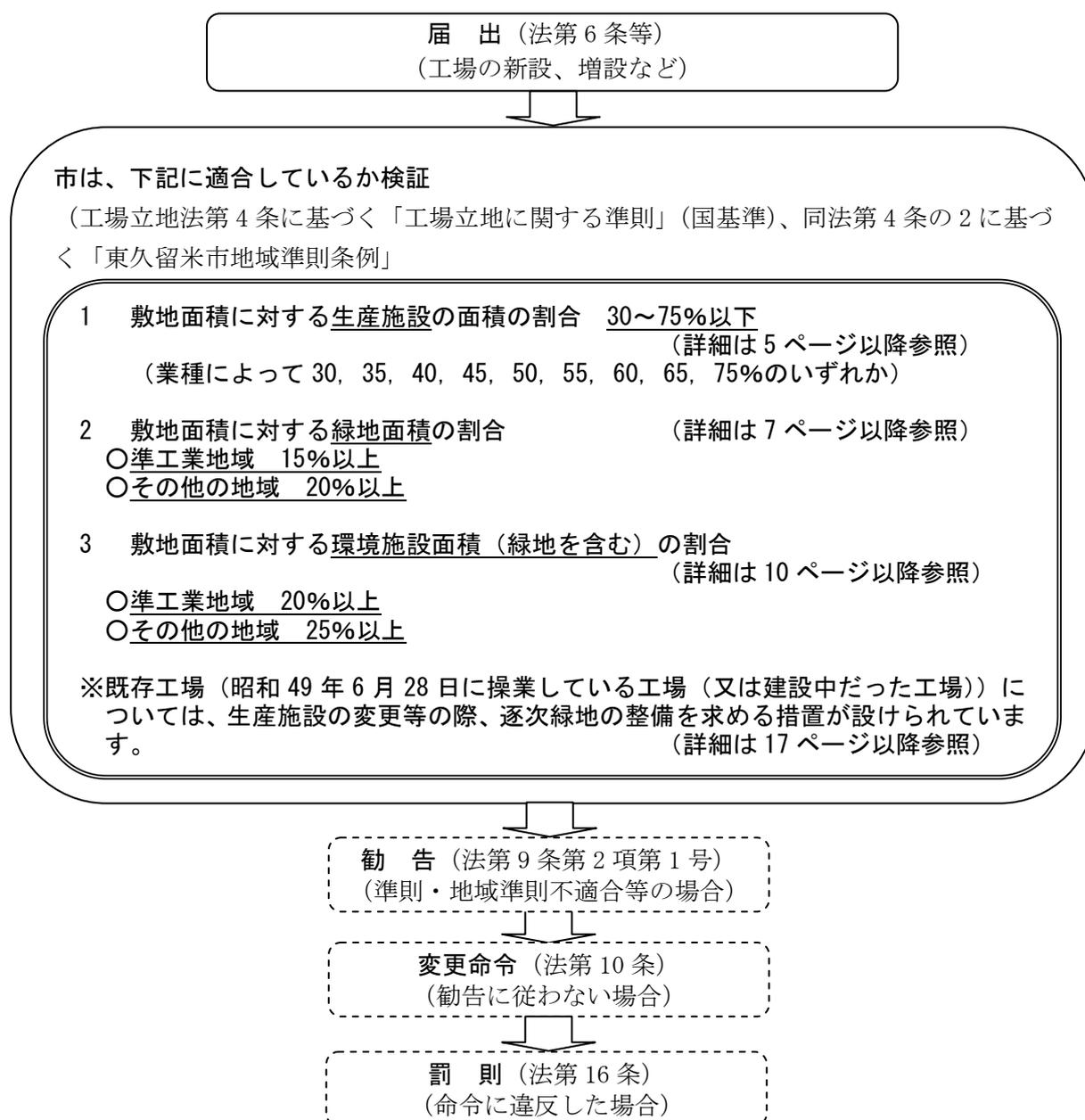
工場立地法の概要

工場立地法の概要

工場立地法は、工場立地が周辺との環境の保全を図りつつ適正に行われるよう定められたものです。この中で、最も事業者の方と関連があるのが、工場の敷地利用に関する「生産施設」「緑地」「環境施設」の面積率などの定めです。一定規模以上の工場を「特定工場」といい（下記2を参照）、その新增設等に関して、事前の届出が必要となっています。

また、東久留米市では「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」（平成23年8月30日公布）に伴い、平成25年4月1日から「東久留米市工場立地法地域準則条例」を施行し、市内の準工業地域における緑地面積率・環境施設面積率について、それまでの「東京都工場立地法地域準則条例」による緩和を継続するとともに、「壁面緑化に関する基準」を設けました。

1 制度のしくみ



2 届出対象工場（＝特定工場）

- 業種：製造業、電気供給業（水力、地熱、太陽光発電所を除く）、ガス供給業、熱供給業
- 規模：敷地面積 9,000 m²以上 又は 建築物の建築面積 3,000 m²以上

3 届出が必要な場合（詳細は 32 ページ以降参照）

法条文	届出の種類	
第 6 条第 1 項	新設	① 特定工場の新設（敷地面積若しくは建築面積を増加し、又は既存の施設の用途を変更することにより特定工場となる場合を含む。）
一部改正法 附則第 3 条 第 1 項	変更	② 昭和 49 年 6 月 28 日に特定工場の設置をしている者又は新設工事中の者が昭和 49 年 6 月 29 日以後最初に行う変更
第 7 条第 1 項		③ 施行令第 1 条、第 2 条の改廃時にその改廃により新たに特定工場となる工場の設置をしている者又は新設工事中の者がその後最初に行う変更
第 8 条第 1 項		④ ①②③の届出をした者がその後行う変更
第 12 条第 1 項	その他	⑤ 氏名等の変更
第 13 条第 3 項		⑥ 譲受、借受、相続又は合併による届出者の地位の承継
—		⑦ 特定工場を廃止（移転）する場合

4 届出の時期（詳細は 33 ページ参照）

法第 11 条により、届出が受理された日から 90 日間は原則として工事に着手してはならないことになっています。（実施の制限）

なお、事業者が実施の制限期間の短縮申請を行った場合は、期間を最大 30 日間まで短縮できますが、届出内容が法第 9 条の勧告の要件に該当しないことが必要です。（実施の制限期間の短縮）

5 情報提供について

東久留米市ホームページで、工場立地法に係る届出に必要な書類がダウンロードできます。

<http://www.city.higashikurume.lg.jp/kensaku/kurasi/sekatukankyō/menu.htm>

経済産業省ホームページ内に、工場立地法に関する法令や資料が掲載されています。

http://www.meti.go.jp/policy/local_economy/koujourittihou/

6 届出先・お問い合わせ先

東久留米市環境部環境政策課

〒203-8555 東京都東久留米市本町 3 - 3 - 1 東久留米市役所本庁舎 5 階

電 話 042 - 470 - 7753

F A X 042 - 470 - 7809

1 特定工場

1-1 特定工場の定義

- ・特定工場を新設又は変更しようとするときは、工場立地法による届出義務があります。
- ・特定工場の範囲については、工場立地法第6条及び工場立地法施行令第1条・第2条で次のとおり定められています。

業 種……製造業（物品の加工修理業を含む。）、電気供給業（水力、地熱、太陽光発電所を除く。）、ガス供給業、熱供給業
規 模……敷地面積 9,000 m ² 以上又は建築物の建築面積の合計 3,000 m ² 以上

（補足）

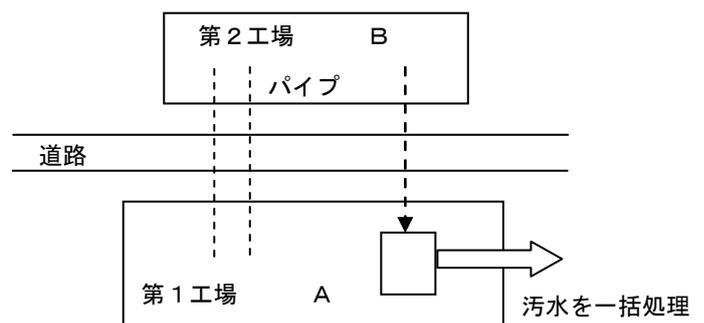
- ・物品の加工修理業とは、製造と修理又は賃加工（他の業者の所有に属する原材料に加工処理を加えて加工賃を受けとること。）と修理をあわせて行う事業をいう。
- ・自動車整備業のように単に修理のみを行うものは含まれない。
- ・変電所、ガス供給所は含まれない。
- ・鉱業、建設業、倉庫業、運輸業等は含まれない。

1-2 敷地面積の考え方

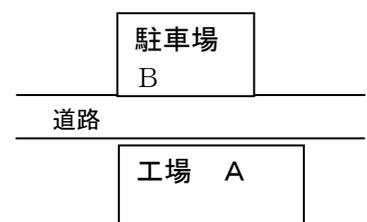
- ・工場敷地面積は、所有地、借地等のいかんを問わず、当該工場の用に供する土地の面積をいう。したがって、子会社、下請工場等に土地を貸している場合には、その部分は除かれ、子会社、下請工場等の工場敷地となる。ただし、建設、土木工事等に伴う臨時的な業者ハウスの敷地は当該工場の一体の敷地に含まれるものとする。
- ・道路、河川、鉄道等により二分されている場合は、通常はまとまった一つの敷地面積ではないが、その工場自体のために設けた私道、軌道等により分断されている場合又は道路、鉄道等により分断されているが生産工程上、環境保全上若しくは管理運営上極めて密接な関係があり一体をなしている場合は、まとまった一つの敷地面積とする。

（まとまった一つの敷地面積の例）

（例1）第1工場と第2工場の間道路を挟んでいるが、生産機能上密接なつながりがある場合は、A及びBをまとまった一つの敷地面積とする。



（例2）道路を挟んで、従業員用の駐車場がある場合は、A及びBをまとまった一つの敷地面積とする。



1-3 建築面積の考え方

工場等の建築面積とは、工場等の建築物（社宅、寮又は病院の建築物を除く。）の水平投影面積（述床面積ではありません。）をいい、その測り方は建築基準法施行令第2条第1項第2号の規定による。

2 生産施設

2-1 生産施設の定義

工場立地法施行規則第2条で以下のように定められています。

第2条 法第4条第1項第1号の生産施設は、次の各号に掲げる施設（地下に設置されるものを除く。）とする。

- (1) 製造業における物品の製造工程（加工修理工程を含む。）、電気供給業における発電工程、ガス供給業におけるガス製造工程又は熱供給業における熱発生工程（以下「製造工程等」という。）を形成する機械又は装置が設置される建築物
- (2) 製造工程等を形成する機械又は装置で前号の建築物の外に設置されるもの

（補足）

- ・事務所、研究所、食堂等で独立の建築物であるものは、生産施設としない。
- ・倉庫、タンク等もっぱら貯蔵の用に供する独立した施設は、生産施設としない。ただし、半製品又は中間製品のタンク、倉庫が製造工程を形成する一連の機械又は装置が設置されている独立の区画に属する場合は、生産施設とする。
- ・自家発電施設、ボイラー、コンプレッサー等は生産施設とする。ただし、事務所用の空気調節施設等製造工程以外のために用いられるものは、生産施設としない。
- ・製造工程のために用いられるものであっても、受変電施設及び用水施設は、生産施設とはしない。
- ・製品の検査が生産工程の一環として行われる検査所、試験室は生産施設となるが、独立して製品の技術開発等を目的とする試験室等は、生産施設としない。
- ・自らの工場における排出物を処理するための施設は公害防止施設とされ、生産施設とならない。ただし、当該施設によって有用成分の回収又は副産物の生産を行う場合は、原則として生産施設とする。
- ・一時的な遊休施設は生産施設とする。また、廃止された施設であっても、撤去されない限り、原則として生産施設とする。ただし、事務所や倉庫等に用途替えした場合は、生産施設から除外できる。

2-2 敷地面積に対する生産施設の面積の割合

工場立地に関する準則第 1 条で、業種別に下記の表に記載する以下の割合と定められています。

敷地面積に対する生産施設の面積の割合（ γ ）

業種の区分		敷地面積に対する生産施設面積の割合（ γ ）
第一種	化学肥料製造業のうちアンモニア製造業及び尿素製造業、石油精製業、コークス製造業並びにボイラ・原動機製造業	0.3
第二種	製材業・木製品製造業（一般製材業を除く。）、造作材・合板・建築用組立材料製造業（繊維板製造業を除く。）及び非鉄金属鋳物製造業	0.35
第三種	一般製材業及び伸鉄業	0.4
第四種	窯業・土石製品製造業（板ガラス製造業、陶磁器・同関連製品製造業、ほうろう鉄器製造業、七宝製品製造業及び人造宝石製造業を除く。）、農業用機械製造業（農業用器具製造業を除く。）及び繊維機械製造業	0.45
第五種	鋼管製造業及び電気供給業（太陽光を変換して得られる電気を供給するものを除く。）	0.5
第六種	でんぷん製造業、冷間ロール成型形鋼製造業、建設機械・鉱山機械製造業及び冷凍機・温湿調整装置製造業	0.55
第七種	石油製品・石炭製品製造業（石油精製業及びコークス製造業を除く。）及び高炉による製鉄業	0.6
第八種	その他の製造業、ガス供給業及び熱供給業	0.65
第九種	電気供給業（太陽光を変換して得られる電気を供給するものに限る。）	0.75

（注）既存工場については、弾力的措置が設けられています。詳細は 17 ページ以降を参照してください。

2-3 生産施設面積の測定方法

- ・原則として、投影法による水平投影面積を測定する。
- ・一階が倉庫で二階に生産施設があるような場合、その建築物は生産施設であり、当該建築物の全水平投影面積が生産施設面積となる。
- ・同一建築物内で、倉庫、事務所、食堂等があり、壁等で明確に仕切られている場合は（可動式の間仕切等は不可）、当該面積を除いた面積を生産施設面積とする。
- ・屋外にある生産施設の場合は、水平投影図の外周によって囲まれる面積とする。

3 緑地

3-1 緑地の定義

工場立地法施行規則第3条で以下のように定められています。

第3条 次に掲げる土地又は施設(建築物その他の施設(以下「建築物等施設」という。))に設けられるものであって、当該建築物等施設の屋上、その他の屋外に設けられるものに限る。以下「建築物屋上等緑化施設」という。)とする。

- (1) 樹木が生育する区画された土地又は建築物屋上等緑化施設であつて、工場又は事業場の周辺の地域の生活環境の保持に寄与するもの
- (2) 低木又は芝その他の地被植物(除草等の手入れがなされているもの)に限る。)で表面が覆われている土地又は建築物屋上等緑化施設

(補足)

- ・次に掲げるものは緑地とする。ただし、① ②については、地面や壁面等に固定されており容易に移設することができないものに限る。
 - ① 苗木床
 - ② 花壇
 - ③ いわゆる雑草地であっても、植生、美観等の観点から良好な状態に維持管理されているもの
- ・次に掲げるものは緑地としない。
 - ① 野菜畑
 - ② 温室、ビニールハウス

3-2 敷地面積に対する緑地面積の割合

工場立地に関する準則第2条、工場立地法第4条及び東久留米市工場立地法地域準則条例第3条・第4条第1号で、以下のとおり定められています。

○都市計画法第8条第1項第1号に定める準工業地域	15%以上
○その他の地域	20%以上

(注) 既存工場については、弾力的措置が設けられています。詳細は17ページ以降を参照してください。

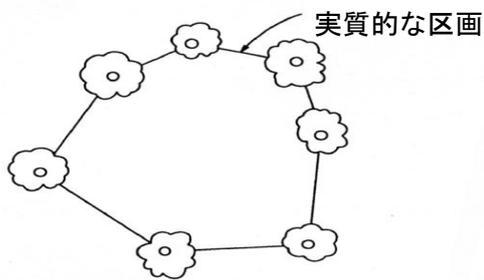
3-3 緑地面積の測定方法

- ・樹木が成育する土地又は建築物屋上等緑化施設で、さく、置石、へい等により区画されているものについては、当該土地又は建築物屋上等緑化施設の区画を緑地面積として測定する。(さく等の外周からの測定で可。)ただし、樹木の植栽方法は区画された土地又は建築物屋上等緑化施設全体が緑地と認められるように当該区画された土地又は建築物屋上等緑化施設全体に平均的に植栽しなければならない。
- ・低木又は芝その他の地被植物で表面が被われている土地又は建築物屋上等緑化施設の面積につ

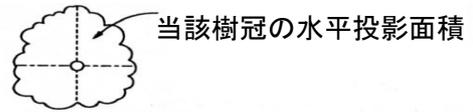
いては、当該表面が被われている土地又は建築物屋上等緑化施設の面積を緑地面積として測定する。

・その他の場合

(例1) 区画されていない場合の緑地面積

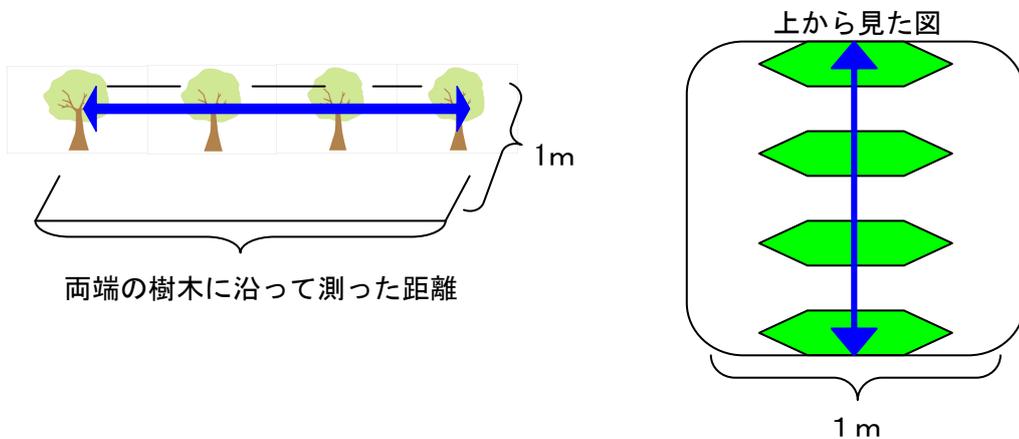


(例2) 単独の樹木の緑地面積



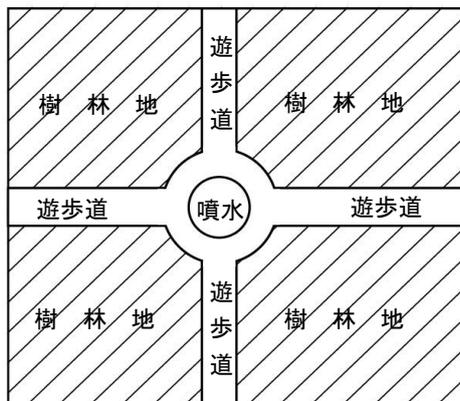
(樹冠とは樹木の梢頭を構成している一段の枝葉をいう。)

(例3) 区画されていない場合で一列の並木状に植林されている場合の緑地面積

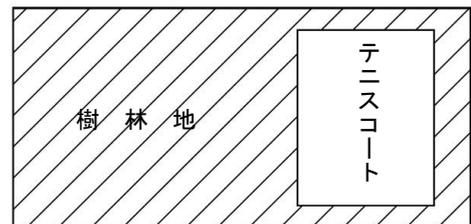


・緑地以外の環境施設が樹木の生育する緑地で囲まれており、かつ緑地の面積が緑地以外の環境施設の面積の2倍程度以上である場合で、緑地以外の環境施設の面積も含めて工場立地法施行規則第3条第1号（東京都工場立地法地域準則条例第2条第2号(1)）の基準に適合する場合は、緑地以外の環境施設の面積も緑地として測定する。

(例1)



(例2)



・法面（斜面）を緑化した場合は、その法面の水平投影面積を測定する。
 ・樹木と地被植物が混在している区画された土地が、工場立地法施行規則第3条第1号及び第2号の土地の両方に該当する場合は、緑地は、当該区画された面積を測定するものとし、区画された面積の2倍とはならない。

- ・ 建築物屋上等緑化施設のうち、壁面に設けられる緑地については、「壁面緑地に関する基準」により面積を測定する。

3-4 屋上緑化・壁面緑化等の緑地面積への算入割合

東久留米市工場立地法地域準則条例第5条で以下のように定められています。

第5条 緑地面積率の算定において、緑地以外の環境施設以外の施設又は工場立地法施行規則第4条第1号トに掲げる施設と重複する土地及び建築物屋上等緑化施設については、敷地面積に緑地面積率を乗じて得た面積の25/100の割合まで緑地の面積に算入することができる。

(補足)

- ・ 『緑地以外の環境施設』以外の施設とは、具体的には、屋上庭園・配管下の芝生・藤棚の下が広場又は駐車場になっている場合等を指す。

4 緑地以外の環境施設

4-1 緑地以外の環境施設の定義

工場立地法施行規則第4条で以下のように定められています。

第4条 次に掲げる土地又は施設であつて工場又は事業場の周辺の地域の生活環境の保持に寄与するよう管理がなされるものとする。

- (1) 次に掲げる施設の用に供する区画された土地（緑地と重複する部分を除く。）

イ 噴水、水流、池その他の修景施設
 ロ 屋外運動場
 ハ 広場
 ニ 屋内運動施設
 ホ 教養文化施設
 ヘ 雨水浸透施設
 ト 太陽光発電施設
 チ イからトまでに掲げる施設のほか、工場又は事業場の周辺の地域の生活環境の保持に寄与することが特に認められるもの

- (2) 太陽光発電施設のうち建築物等施設の屋上その他の屋外に設置されるもの（緑地又は(1)に規定する土地と重複するものは除く。）

(補足)

①環境施設全体に関する説明

- ・ 緑地以外の環境施設とは、工場立地法施行規則第4条に規定する区画された土地（緑地と重複する部分を除く。）又は施設をいい、粉じん、騒音等を防止する観点のみならず、工場立地が周辺住民に与える違和感等も含めて周辺地域との調和を保つために整備することをねらいとしたものである。
- ・ 緑地以外の環境施設の判断基準は次の5つのうち、1つを満たすこととする。
 - オープンスペースであり、かつ、美観等の面で公園的に整備されていること。
 - 一般の利用に供するよう管理されること等により、周辺の地域住民等の健康の維持増進又は教養文化の向上が図られること。

- c 災害時の避難場所となることにより防災対策等が推進されること。
- d 雨水等の流出水を浸透させる等により地下水の涵養が図られること。
- e 工場立地法施行規則第4条に規定する太陽光発電施設であって、実際に発電の用に供されるものであること。

②個別の施設に関する説明

- ・修景施設とは、噴水、水流、池、滝、つき山、彫像、灯籠、石組、日陰たな等の施設をいう。
- ・屋外運動場とは、野球場、陸上競技場、蹴球場、庭球場、バスケットボール場、バレーボール場、水泳プール、スケート場、すもう場等で屋外にあるもの（これらに付属する観覧席、更衣所、シャワーその他の工作物を含む。）をいう。
- ・広場とは、単なる空地、玄関前の車まわりのような場所ではなく、休息、散歩、キャッチボール、バレーボール程度の簡単な運動、集会等総合的な利用に供する明確に区画されたオープンスペースで公園的に整備されているものをいう。
- ・屋内運動施設とは、体育館、屋内水泳プール、屋内テニスコート、武道館、アスレチックジム等（これらに付属する観覧席、更衣室、シャワーその他の工作物を含む。）をいう。
- ・教養文化施設とは、企業博物館、美術館、ホール等であって、教養文化の向上に資することが目的とされ、かつ、その効果が見込まれるものをいう。
したがって、主に販売を目的に自社製品を展示している施設、単に絵画を展示している通路等は、教養文化施設としない。
- ・雨水浸透施設とは、浸透管（浸透トレンチ）、浸透ます（雨樋等といった雨水を通すためだけのものは除く。）、浸透側溝、透水性舗装が施された土地等である。ただし、駐車場、構内道路等環境施設以外の施設であって、生産工程に係るものと重複する場合（原材料の搬入、製品の搬出等の車両が駐車するための駐車場に施された透水性舗装等）は、環境施設としない。
- ・工場立地法施行規則第4条でいう太陽光発電施設とは、太陽電池、太陽電池設置器具、パワーコンディショナー及び変圧器など太陽光を電気に変換するための一連の機械又は装置をいう。同条第2号でいう太陽光発電施設のうち建築物等施設の屋上その他の屋外に設置されるものとは、建築物等施設の屋上又は壁面に設置される太陽光発電施設をいう。
- ・駐車場は環境施設としない。（ただし、「重複緑地」で規定する場合を除く。）

4-2 敷地面積に対する環境施設面積（緑地を含む）の割合

工場立地に関する準則第3条、工場立地法第4条及び東久留米市工場立地法地域準則条例第3条・第4条第2号で、以下のとおり定められています。

○都市計画法第8条第1項第1号に定める準工業地域	20%以上
○その他の地域	25%以上

(注) 既存工場については、弾力的措置が設けられています。詳細は17ページ以降を参照してください。

4-3 緑地以外の環境施設の面積の測定方法

- ・さく、置石、へい等で区画された土地又は施設の面積を環境施設面積として測定する。
- ・専ら従業員の用に供する体育館、クラブハウス、温室等はそれ自体では環境施設でないが、そ

れらが環境施設に囲まれているか、又は接している場合で、環境施設の面積が体育館、クラブハウス等の面積の5倍程度以上である場合には、体育館等の面積は環境施設の面積として測定する。

- ・地下に埋設されている雨水浸透施設については、当該施設が地表に出ている部分の面積とし、雨水を集められる部分の面積とはしない。

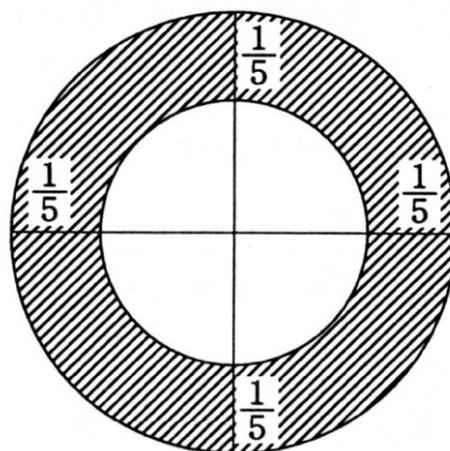
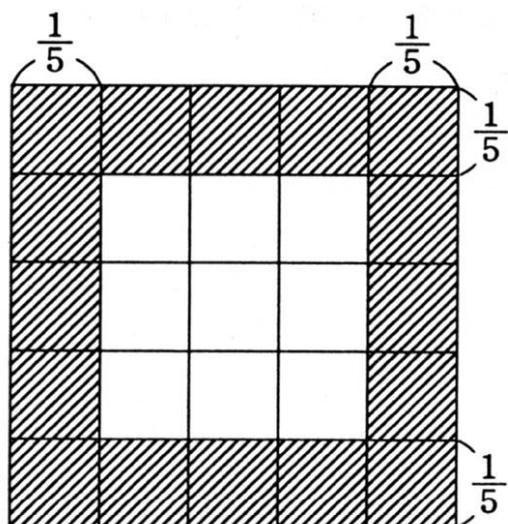
4-4 環境施設の配置

工場立地に関する準則第4条で以下のように定められています。

第4条 環境施設の配置は、製造業等に係る工場又は事業場（以下「工場等」という。）の環境施設のうちその面積の敷地面積に対する割合が100分の15以上になるものを当該工場等の敷地の周辺部に、当該工場等の周辺の地域の土地の利用状況等を勘案してその地域の生活環境の保持に最も寄与するように行うものとする。

（補足）

- ・工場立地法（昭和34年法律第二十四号）第四条の二第二項の規定に基づき地域準則が定められた場合（以下「地域準則が定められた場合」という。）又は企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律（平成19年法律第四十号）第十条第一項の規定に基づき準則が定められた場合であって、これらの準則に規定する環境施設面積率が100分の15未満である場合には、当該面積率に相当する分の環境施設を当該工場等の敷地の周辺部に、当該工場等の周辺の地域の土地の利用状況等を勘案してその地域の生活環境の保持に最も寄与するように行うものとする。
- ・周辺の地域の生活環境の保持に最も寄与するようには、住宅、学校、病院等の施設が存在する方向に集中的、重点的に環境施設を配置して環境施設の遮断帯としての機能を最も効果的に発揮させるようにということである。
- ・「敷地周辺部」とは、敷地の境界線から、対面する境界線までの距離の5分の1程度の距離だけ内側に入った点を結んだ線と境界線との間に形成される部分とする。



◎生産施設、緑地、緑地以外の環境施設の定義と事例

1. 生産施設

定義・事例	生産施設とする	生産施設としない
(定義) ①製造業等における物品の製造工程を形成する機械又は装置が設置される建築物 ②製造工程等を形成する機械、装置で屋外に設置されるもの		
(1) 事務所、研究所、食堂等		「事務所、研究所、食堂等」で独立の建築物
(2) 倉庫関連施設	半製品又は中間製品のタンク・倉庫 ・製造の単位としての工程を形成する一連の機械又は装置が設置されている独立の区画に属する場合 ・工場建屋の中に含まれる場合	倉庫 置場 もっぱら貯蔵の用に供する独立した施設 倉庫又は置場に付随した ・原材料の仕分け施設 ・納入品の検査所 ・原材料又は最終の製品の抜取検査施設 ・計量施設 半製品又は中間製品のタンク・倉庫 ・原材料又は最終の製品のタンクヤード内の一部に設置されているもの ・独立した倉庫内におかれている場合 タンク付随施設 生産施設でない貯蔵タンクに付属した加熱装置
(3) 出荷・輸送関連施設	生産工程の一環としての製品の包装、荷造(梱包)を継続して行う施設	・倉庫、置場に付随して最終の製品を出荷するための施設 ・屋外ベルトコンベヤー、輸送用配管等もっぱら輸送の用に供する施設
(4) 用役施設 (受変電施設及び用水施設を除く。)	自家発電施設 ボイラー(純水製造設備を含む。) コンプレッサー 酸素製造施設 熱交換器 整流器等 製造工程等の用に一部共用される用役施設(ボイラー、コンプレッサー、ポンプ等) 工場建屋内の空気調節施設	受変電施設 例) 変電所、開閉所、受電施設等 用水施設 例) 工業用水の取水・貯水施設、冷水塔、排水施設 用役施設だが、製造工程以外にもっぱら供されているもの 例) 事務所用の空気調節施設(ボイラー、コンプレッサー、ポンプ等) 出荷施設や用水施設用の用役施設(コンプレッサー、ポンプ等)
(5) 煙突煙道等排煙施設		煙突煙道等排煙施設(排水施設に準ずる。)
(6) 検査所(試験室)	生産工程の一環として行われる検査所、試験室	独立して製品の技術開発を目的とする試験研究を行う検査所、試験室

定義・事例	生産施設とする	生産施設としない
(7) 修理工場	製造・加工と修理を合わせて行う修理工場 例) 治工具を製造し、合わせて生産施設の修理をする工場建屋 金型製造と修理を合わせて行う工場建屋等	部品の取替え等によって、自らの工場等の生産施設の修理のみを行う修理工場
(8) 公害防止施設	公害防止施設（有用成分の回収又は副製品の生産を行う施設） 例) 重油脱硫施設 生産工程に完全に組み込まれ、原材料の回収や副製品の製品化を経常的にを行い、それがその業界の製造方法における常態となっている施設 例) クラフトパルプ製造工程における黒液燃焼装置 非鉄金属製錬業における硫酸回収施設 ガス製造工程におけるコークス炉ガスの脱硫装置 高炉ガスからのアンモニア回収施設 製鉄工場、金属製品工場における廃酸、廃アルカリ回収施設	公害防止施設（自工場における排出物を処理するための施設） 有用成分の回収又は副製品の生産を行う場合で次の2点を満たすこと。 ①当該有用成分を廃棄することにより公害を生ずる恐れがあると認められること。 ②当該有用成分を原材料にして使用するための加工等を行うことにより、他から購入するのに比べ、明らかに継続して損失が生じると認められること。 有用成分を製品化する場合で次の2点を満たすこと。 ①当該有用成分を廃棄することにより公害を生ずる恐れがあると認められること。 ②当該有用成分を製品化して販売することにより、単に廃棄することに比べ、明らかに継続して損失が生じると認められること。 例) 発電所における排煙脱硫施設 サルファイドパルプ製造工場における蒸留廃液濃縮燃焼装置 アルコール製造工場における蒸留廃液濃縮燃焼装置 工場からのばい煙又は粉塵の防除を行うための集塵施設で、有用成分の回収を行わないもの 有用成分の回収を行わない、排水処理施設（排水処理施設の水を再度循環利用する場合を含む。）
(9) 休廃止施設	一時的な遊休施設 廃止された施設で撤去されない施設	
(10) 試作プラント	試作のための施設の規模性能からみて、実稼働プラントに移行する可能性のあるもの又は当該試作品を販売する場合	試作品、開拓品等を製造、研究する施設
(11) 地下に設置される施設		地下に埋設される施設や地下室に設置される施設
(12) コントロールハウス	生産機能の集中制御のための建物	
(13) 副資材製造工場等	・製品出荷のための梱包材を製造する工場建屋 ・鋳物用木型又は金型を製造する工場建屋 ・工場の自家用の生産用機器、工具等を製造する工場建屋	
(14) 屋外作業場	当該作業場内の生産の用に供する機械又は装置（作業定盤及びクレーンを除く。）	屋外作業場

定義・事例	生産施設とする	生産施設としない
(15) 混合、調合施設	生産工程の一環として製品又は半製品を製造するための加工行為であるもの 例) 農薬の混合の施設 無機薬品の混合の施設 清涼飲料の原液と清涼飲料剤の調合等の施設	
(16) 技術訓練施設		技術訓練施設
(17) 季節的に用途が変わる建築物	生産活動を行う時期が季節的である場合で工場建屋の用途が季節的に異なる場合 例) でんぷん製造施設 清酒製造施設	
(18) 冷凍施設等	冷凍食品を製造するための冷凍施設等、生産工程を形成する冷凍施設	でき上がった冷凍食品を出荷又は保存のために冷蔵しておく冷蔵施設
(19) 養生施設	屋内で養生を行う場合の養生施設	コンクリート製品の屋外の養生場
(20) 電気供給業における生産施設	石炭の粉砕機、LNGの気化装置、レギュレーター	発電工程前の原燃料の受入、貯蔵、輸送施設
	発電工程を形成する機械又は装置 ①ボイラー本体 ②再熱器 ③タービン本体 ④復水器本体 ⑤給水ポンプ ⑥給水加熱器 ⑦給水処理装置 ⑧ボイラー水処理装置 ⑨ボイラーに付属する空気予熱器 ⑩蒸気配管 ⑪発電機 ⑫励磁機 等	
		独立した ①変電施設（主変圧器を含む。） ②開閉所 ③冷却池 ④冷却塔 ⑤取水施設 ⑥受電施設 原子力発電に係わる ①廃棄物貯蔵施設 ②核燃料貯蔵施設 ③淡水源施設（ダム、プール等）
(21) 石炭ガスによるガス供給業の生産施設	石炭の粉砕機、混合機及びこれに付属する制御室	ガス製造工程前の原料の受入、貯蔵、輸送施設 例) 石炭クレーン 貯炭場 コンベアー等

定義・事例	生産施設とする	生産施設としない
(22) 石炭ガスによるガス供給業の生産施設（つづき）	<p>ガス製造施設 石炭ガス発生が、消火塔及びこれらに付随する空気圧縮機、押出機、制御室、装炭車、消火車、コークスガイド車、並びにこれらが設置されている区画内になるドライメン等の配管</p> <p>ガス精製施設 冷却装置、タール排除器（コットレルを含む。）、ガス排送機、硫安回収施設（硫安飽和器、結晶槽、硫酸計量槽、蒸留塔、分離器、その他の補機類）、スクラバー、脱硫施設、ガス軽油回収施設、熱量調節装置等及びこれらが設置されている区画内にある配管</p> <p>コークス製造施設 炉前ワーク、粉碎装置、ふるい分け装置及び選別装置</p> <p>タール精製施設 ガス液タール分離槽、タール槽、タール蒸留施設及び付随施設</p> <p>熱量測定室 コントロールハウス</p>	<p>ガス製造施設 消火水の沈殿層（消火用ポンプを含む。） 沈澱粉処理施設</p> <p>ガス精製施設 硫酸タンク、硫安の倉庫、脱硫剤の倉庫、洗淨油受入槽、ガス軽油出荷槽</p> <p>コークス製造施設 屋外ベルトコンベヤ、出荷用の計量施設等、ガスホルダー、ガス供給のための出荷用の圧送機、クーラー、付臭施設及び熱量調節施設の出口移行のガス本管</p> <p>タール精製施設 ガス液槽、ガス液管</p>
(23) 原油、ナフサ、LNG、LPGによるガス供給業の生産施設	<p>原油、ナフサによるガス製造の場合</p> <ol style="list-style-type: none"> ①ガス発生器 ②増熱器 ③原料加熱炉 ④蒸気予熱器 ⑤熱交換器 ⑥廃熱ボイラー ⑦C o 変成装置 ⑧脱硫施設 ⑨油圧又は水圧等の動力発生装置 ⑩制御室 ⑪送風機 ⑫レリーフホルダー 等 ⑬上記が設置されている区画内にある配管等 <p>LNG、LPGによるガス製造の場合</p> <ol style="list-style-type: none"> ①ガス発生器 ②熱交換器 ③制御室 ④上記が設置されている区画内にある配管等 	
(24) 熱供給業における生産施設	<p>ボイラー（蒸気ボイラー、温水ボイラー） ボイラー循環ポンプ 電動駆動冷凍機 蒸気タービン駆動冷凍機 吸収式冷凍機 加圧タンク 蒸気ヘッダー ホットウエルタンク 給水ポンプ 熱交換機</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・独立した燃料の受入、輸送、貯蔵の施設 ・灰の搬出、輸送の施設 ・蓄熱槽 ・供給導管等

2. 緑 地

定 義	緑地とする	緑地としない
<p>(1) 樹木が生育する区画された土地又は建築物屋上等緑化施設であって、工場又は事業場の周辺の地域の生活環境の保持に寄与するもの</p> <p>(2) 低木又は芝その他の地被植物(除草等の手入れがなされているものに限る。)で表面が被われている土地又は建築物屋上等緑化施設</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 樹冠の投影面積をもつ単独の樹木 ・ 既存樹林地(自然林、山林等)でその植栽状況からみて基準に適合すると推定できるもの ①自然林 ②山林 ③果樹園 ④花壇 ⑤苗木床 ⑥雑草地であっても、植生、美観の観点から良好な状態に維持管理されているもの ・ 緑地以外の施設と重複する場合 (例：下が広場である藤棚、屋上庭園、壁面緑地) ・ 芝生で被われた屋外運動施設 (例：テニスコート等) 	<ul style="list-style-type: none"> ①野菜畑 (=緑地以外の環境施設) ②温室、ビニールハウス

3. 緑地以外の環境施設

定 義	緑地以外の環境施設とする	緑地以外の環境施設としない
<p>修景施設、運動場、広場、太陽光発電施設等の施設の用に供する区画された土地で(緑地と重複する部分を除く。)工場又は事業場の周辺の地域の生活環境の保持に寄与するよう管理がなされるもの(以下の一つを満たすこと)</p> <p>(1) オープンスペースであり、かつ美観等の面で公園的な形態に整備されていること。</p> <p>(2) 一般の利用に供するよう管理されることにより、周辺の地域住民等の健康の維持増進又は教養文化の向上が図られること。</p> <p>(3) 災害時の避難場所等になることにより防災対策等が推進されること。</p> <p>(4) 雨水等の流出水を浸透させる事により地下水の涵養が図られること。</p> <p>(5) 太陽光発電施設であって、実際に発電の用に供されるものであること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ①噴水 ②水流 ③池 ④その他の修景施設 滝、つき山、彫像、灯籠、石組、日陰たな等 ⑤屋外運動場 野球場、陸上競技場、蹴球場、庭球場、バスケットボール場、バレーボール場、水泳プール、スケート場、すもう場等(これらに付属する観覧席、更衣所、シャワーその他の工作物を含む。) ⑥広場 休息、散歩、キャッチボール、バレーボール程度の簡単な運動、集会等の総合的な利用に供する、明確に区画されたオープンスペースで、公園的に整備されているもの ⑦野菜畑 ⑧屋内運動施設 体育館、屋内水泳プール、屋内テニスコート、武道館、アスレチックジム等(これらに付属する観覧席、更衣所、シャワーその他の工作物を含む。) ⑨教養文化施設 企業博物館、美術館、音楽・演劇ホール ⑩雨水浸透施設 浸透管、浸透ます、浸透側溝 (地下に埋設されている雨水浸透施設は地表面に出ている部分) 透水性舗装が施された土地 ⑪太陽光発電施設 太陽電池、太陽電池設置器具、パワーコンディショナー及び変圧器など太陽光を電気に変換するための一連の機械又は装置 	<ul style="list-style-type: none"> ①駐車場 ②クラブハウス ③販売目的の自社製品展示施設 ④食堂 ⑤従業員専用の体育館等の屋内運動施設 <p>注：②や⑤でも周辺の環境施設の配置状況によっては環境施設となることがある。</p>

5 既存工場に対する弾力的措置

5-1 既存工場に対する弾力的措置とは

昭和49年6月28日に設置されている工場又は設置のための工事が行われている工場等（以下「既存工場」という。）については、直ちに準則どおりの緑地等を設置させることはできないので、昭和49年6月29日以後に生産施設を変更する際に「工場立地に関する準則の『備考』（東久留米市工場立地法地域準則条例の『付則』）」に定められている算式によって計算を行い、それによって算出された面積以上の緑地、環境施設を設置することになっています。また、増設できる生産施設の面積の上限も計算により算出します。（これらの計算のことを「準則計算」と呼んでいます。）

兼業の場合についても、同様に算式が定められています。

最終的には、工場立地に関する準則又は東久留米市工場立地法地域準則条例に定められた基準を達成することが目標となります。

なお、既存工場で変更の届出の場合、生産施設の新たな設置がない場合は、準則計算は必要ありません。

5-2 準則不適合の場合への弾力的対応

既存工場が下記に該当する場合は、準則計算上の緑地等を確保できなくても建替えを行うことができます。また、準則に適合しない場合は、市長は原則として勧告を行うこととしていますが、個別的な事情がある場合は審査の上、勧告しない場合もあります。詳しくはご相談下さい。

下記の(1)、(2)のいずれの要件とも満たし、周辺の地域の生活環境の保全に支障を及ぼさないと市長が認める場合は、算定式により求められる緑地又は環境施設の面積に満たなくとも、建て替えを行うことが可能です。ただし、ビルド面積がスクラップ面積を超えない部分に限ります。

(1) 対象工場要件

以下の①かつ②に該当すること。

- ① 老朽化等により生産施設の建替えが必要になっている工場で、建替えにより景観が向上する等周辺地域における生活環境の保全に資する見通しがあること（注1）。
- ② 建て替え後に緑地の整備に最大限の努力をして、緑地面積又は環境施設面積が一定量改善されること（注2）。

(2) 生活環境保全等要件

以下の①～③のうち、いずれか一つに該当する場合。

- ① 現状の生産施設面積を拡大しない単なる改築又は更新
- ② 生産施設を住宅等から離す、住宅等の間に緑地を確保する等、周辺の地域の生活環境に配慮した配置への変更
- ③ 準工業地域に立地し、周辺に住宅等がないこと。

- 注1 「景観が向上する等周辺地域における生活環境の保全に資する見通しがある」とは、
- ① 景観の向上（地域環境と調和した建物・施設のデザイン、色彩、配置が採用される等により、向上の外観が周りの都市景観、環境と調和する等）
 - ② 省エネルギー、新エネルギー設備の導入
 - ③ リサイクル施設の導入等の産業廃棄物の適正な処理に積極的に取り組むことなどがあげられます。

注2 一定量改善の目安とは、
準則計算で必要とされる緑地面積又は環境施設面積の 1/2 以上が確保できること。確保できない場合は、緑化の努力状況、現在の緑地水準、周辺の土地利用状況を勘案して緑地面積（環境施設面積）の改善と認められることが必要です。

5-3 兼業の場合

- ・単一業種か兼業かにより準則計算式が違います。
- ・兼業とは
兼業とは、生産施設面積率： γ （6 ページ参照）が 2 以上の異なる業種に属しているということです。兼業か否かは、工場から最終的に出荷される製品で判断します。
半製品又は中間製品が最終製品のためのものであるとともに、出荷もされている場合は兼業となることがあります。
- ・兼業の場合の生産施設面積の算定
兼業の場合は、それぞれの業種に属する生産施設面積を算定します。算定の方法が不確かなものは、以下の例によります。
 - ・2 以上の業種の製造工程のため用いられる用役施設は、その面積を工場内の業種別に明らかに分けることのできる生産施設の面積のそれぞれの合計で比例配分する。
 - ・工場建屋が全体として兼業の場合で、業種により製造機が異なるときは、面積の大きい方の製造機の業種に属するものとする。しかし、判別がつけ難いときは、業種の数で工場建屋面積を分割する。
 - ・同一工場建屋内の同一設備から 2 以上の異なる業種に属する製品を製造する場合は、 γ の値の厳しい方の生産施設面積として算定する。

5-4 準則計算式と計算の事例

準則計算の際、どの式を用いるかは以下のように整理されます。

以下の準則計算の計算式の数値（「0.15」「0.2」）（緑地面積率 15%、環境施設面積率 20%）は、東久留米市工場立地法地域準則条例で定める準工業地域に立地する特定工場に適用する数値を使用しています。

準工業地域以外の地域に立地する特定工場については、工場立地に関する準則に定めるとおり、下記の式の「0.15」を「0.2」に、「0.2」を「0.25」（緑地面積率 20%、環境施設面積率 25%）に変えて計算してください。

	既存工場等		新設工場等	
	単一業種	兼業	単一業	兼業
生産施設	<p>① $P \geq \gamma \left(S - \frac{P_0}{\gamma \alpha} \right) - P_1$ ただし、 $\gamma \left(S - \frac{P_0}{\gamma \alpha} \right) - P_1 \leq 0$ のときは $P = 0$ とする。</p>	<p>④ $\sum_{i=1}^n \frac{P_i}{\gamma_i} \leq S - \sum_{i=1}^m \frac{P_{0i}}{\gamma_i \alpha_i}$</p>	<p>⑦ $P \leq \gamma S$</p>	<p>⑩ $\sum_{i=1}^n \frac{P_i}{\gamma_i} \leq S$</p>
緑地	<p>② $G \geq \frac{P}{\gamma} \left(0.15 - \frac{G_0}{S} \right)$ ただし、$\frac{P}{\gamma} \left(0.15 - \frac{G_0}{S} \right) >$ $0.15S - G_1 > 0$ のときは $G \geq 0.15S - G_1$ とし、 $0.15S - G_1 \leq 0$ のときは $G \geq 0$ とする。</p>	<p>⑤ $G \geq \sum_{j=1}^n \frac{P_j}{\gamma_j} \left(0.15 - \frac{G_0}{S} \right)$ ただし、$\sum_{j=1}^n \frac{P_j}{\gamma_j} \left(0.15 - \frac{G_0}{S} \right) >$ $0.15S - G_1 > 0$ のときは $G \geq 0.15S - G_1$ とし、 $0.15S - G_1 \leq 0$ のときは $G \geq 0$ とする。</p>	<p>⑧ $G \geq 0.15S$</p>	
環境施設	<p>③ $E \geq \frac{P}{\gamma} \left(0.2 - \frac{E_0}{S} \right)$ ただし、$\frac{P}{\gamma} \left(0.2 - \frac{E_0}{S} \right) >$ $0.2S - E_1 > 0$ のときは $E \geq 0.2S - E_1$ とし、 $0.2S - E_1 \leq 0$ のときは $E \geq 0$ とする。</p>	<p>⑥ $E \geq \sum_{j=1}^n \frac{P_j}{\gamma_j} \left(0.2 - \frac{E_0}{S} \right)$ ただし、$\sum_{j=1}^n \frac{P_j}{\gamma_j} \left(0.2 - \frac{E_0}{S} \right) >$ $0.2S - E_1 > 0$ のときは $E \geq 0.2S - E_1$ とし、 $0.2S - E_1 \leq 0$ のときは $E_1 \geq 0$ とする。</p>	<p>⑨ $E \geq 0.2S$</p>	

(γ) 敷地面積に対する生産施設の面積の割合 (6 ページ参照)

(α) 既存生産施設用敷地計算係数

	業種の区分	既存生産施設用敷地 計算係数 (α)
一	他の項に掲げる製造業以外の製造業及び熱供給業	1. 2
二	化学調味料製造業、砂糖製造業、酒類製造業（清酒製造業を除く。）、動植物油脂製造業、でんぷん製造業、製材業・木製品製造業、造作材・合板・建築用組立材料製造業、パルプ製造業、紙製造業、加工紙製造業、化学工業（ソーダ工業、塩製造業、有機化学工業製品製造業（合成染料製造業、有機顔料製造業、熱硬化性樹脂製造業及び半合成樹脂製造業を除く。）、ゼラチン・接着剤製造業及び医薬品製造業（医薬品原薬製造業を除く。）を除く。）、石油製品・石炭製品製造業（コークス製造業を除く。）、タイヤ・チューブ製造業、窯業・土石製品製造業（板ガラス製造業、セメント製造業、陶磁器・同関連製品製造業、ほうろう鉄器製造業、七宝製品製造業及び人造宝石製造業を除く。）、高炉によらない製鉄業、製鋼・製鋼圧延業、熱間圧延業、冷間圧延業、冷間ロール成型形鋼製造業、鋼管製造業、伸鉄業、鉄素形材製造業（可鍛鋳鉄製造業を除く。）、非鉄金属第二次製錬・精製業（非鉄金属合金製造業を含む。）、非鉄金属・同合金圧延業、非鉄金属鋳物製造業、鉄骨製造業、建設用金属製品製造業、蓄電池製造業、自動車製造業、自動車車体・附随車製造業、鉄道車両製造業、船舶製造・修理業（長さ 250 メートル以上の船台又はドックを有するものに限る。）、航空機製造業、航空機用原動機製造業、産業用運搬車両製造業、武器製造業、電気供給業及びガス供給業	1. 3
三	有機化学工業製品製造業（合成染料製造業、有機顔料製造業、熱硬化性樹脂製造業及び半合成樹脂製造業を除く。）、コークス製造業、板ガラス製造業、生産用機械器具製造業（機械工具製造業、金属用金型・同部分品・附属品製造業、非金属用金型・同部分品・附属品製造業及びロボット製造業を除く。）、はん用機械器具製造業（動力伝導装置製造業、消火器具・消火装置製造業、弁・同附属品製造業、パイプ加工・パイプ附属品加工業、玉軸受・ころ軸受製造業、ピストンリング製造業及び各種機械・同部品製造修理業（注文製造・修理）を除く。）、発電用・送電用・配電用電気機械器具製造業（配線器具・配線附属品製造業を除く。）、産業用電気機械器具製造業及び船用機関製造業	1. 4
四	ソーダ工業、セメント製造業、高炉による製鉄業及び非鉄金属第一次製錬・精製業	1. 5

(注) 「既存生産施設用敷地計算係数」は、「敷地面積に対する生産施設の面積の割合」と同じく、国が定める「工場立地に関する準則」により決められています。

1. 【既存工場で単一業種】

① 生産施設

$$P \leq \gamma \left(S - \frac{P_0}{\gamma \alpha} \right) - P_1$$

ただし、 $\gamma \left(S - \frac{P_0}{\gamma \alpha} \right) - P_1 \leq 0$ のときは $P=0$

これらの式で、 P 、 S 、 γ 、 α 、 P_0 及び P_1 は次の数値とする。

- | | |
|----------|--|
| P | 今回の届出によって設置する生産施設の面積（撤去分は含まない。） |
| S | 敷地面積（変更があった場合は変更後の面積とする。） |
| γ | 敷地面積に対する生産施設の面積の割合（6 ページ参照） |
| α | 既存生産施設用敷地計算係数（20 ページ参照） |
| P_0 | 昭和49年6月28日に設置されている生産施設の面積及び設置のための工事が行われている生産施設の面積の合計 |
| P_1 | 昭和49年6月29日から前回までの生産施設の面積の変更の合計（設置については＋、撤去については－として計算）。ただし、今回の届出で生産施設の撤去を行うときはその分も含める。 |

$\gamma \left(S - \frac{P_0}{\gamma \alpha} \right)$ は昭和49年6月28日時点で、あとどれくらい生産施設を増やせるか（増設可能面積）ということを表している。ただし書きのように変更面積（ P_1 ）が増設可能面積以上になってしまうと、それ以上の生産施設の設置はできない。（ $P=0$ ）

② 緑地

$$G \geq \frac{P}{\gamma} \left(0.15 - \frac{G_0}{S} \right)$$

ただし、 $\frac{P}{\gamma} \left(0.15 - \frac{G_0}{S} \right) > 0.15S - G_1 > 0$ のときは $G \geq 0.15S - G_1$ とし、 $0.15 - \frac{G_0}{S} \leq 0$ のときは $G \geq 0$ とする。

これらの式で、 G 、 G_0 及び G_1 は次の数値とする。（ P 、 γ 、 S については①と同じ）

- | | |
|-------|--|
| G | 今回の届出によって設置する緑地の増加面積（純増分） |
| G_0 | (イ)昭和49年6月28日時点で設置済又は工事中の緑地面積（ロ）前回までの生産施設の変更に伴い準則値 $\left\{ \frac{P}{\gamma} \left(0.15 - \frac{G_0}{S} \right) \right\}$ を超えて設置した緑地面積（ただし、平成17年3月31日までの準則値は0.2です。）（ハ）生産施設の変更とは無関係で緑地の設置が本法により届け出てあればその増加分 以上の(イ)(ロ)(ハ)を合計した数値。 |
| G_1 | 今回の届出前の緑地面積
ただし、今回の届出工事において撤去する緑地がある場合は、 G のほかに撤去面積分の緑地を工場敷地内に確保しなければならない。 |

- ・ G_0 は G_1 の内数であり、他の条件が同じならば G_0 は大きいほど必要とされる G の値は小さくなる。
- ・ ただし書前半は、 G_1 が敷地面積の15%にかなり近づいてきた場合か、 P がかなり大きい場合に用いる式である。この場合は、 $\frac{P}{\gamma}(0.15 - \frac{G_0}{S})$ にあわせると変更後の緑地面積が15%を超えるので、最低限設置しなければならない緑地は、敷地面積の15%になるまでの分でありという意味である。
- ・ ただし書後半は、 G_1 が既に準則を満たしている場合であり、生産施設の変更を行っても、特に緑地を設置する必要はない。

③ 環境施設

$$E \geq \frac{P}{\gamma}(0.2 - \frac{E_0}{S})$$

ただし、 $\frac{P}{\gamma}(0.2 - \frac{E_0}{S}) > 0.2S - E_1 > 0$ のときは $E \geq 0.2S - E_1$ とし、 $0.2S - E_1 \leq 0$ のときは $E \geq 0$ とする。

これらの式で、 E 、 E_0 及び E_1 は次の数値とする。（ P 、 γ 、 S については①と同じ）

E	今回の届出によって設置する環境施設の増加面積（純増分）
E_0	（イ）昭和49年6月28日時点で設置済又は工事中の環境施設面積 （ロ）前回までの生産施設の変更に伴い準則値 $\{\frac{P}{\gamma}(0.2 - \frac{E_0}{S})\}$ を超えて設置した環境施設面積（ただし、平成17年3月31日までの準則値は0.25です。）（ハ）生産施設の変更とは無関係で環境施設の設置が本法により届け出てあればその増加分 以上の（イ）（ロ）（ハ）を合計した数値。
E_1	今回の届出前の環境施設面積 ただし、今回の届出工事において撤去する環境施設がある場合は、 E のほかに撤去面積分の環境施設を工場敷地内に確保しなければならない。

〔例 1 〕

- i) 既存工場である A 工場は敷地面積23,000㎡、生産施設9,000㎡、緑地面積3,000㎡、環境施設3,800㎡の菓子製造工場である。今回、第一工場棟を500㎡増設するので、初めて立地法による届出を行うことになった。この増設は準則計算上可能か。最低限設置しなければならない緑地及び環境施設の面積はどのくらいか。

生産施設

$$P \leq \gamma \left(S - \frac{P_0}{\gamma \alpha} \right) - P_1$$

この式に数値をあてはめると

$$P = 500$$

$$\gamma = 0.65$$

$$\alpha = 1.2$$

$$S = 23,000$$

$$P_0 = 9,000$$

$$P_1 = 0$$

$$\begin{aligned} \gamma \left(S - \frac{P_0}{\gamma \alpha} \right) - P_1 &= 0.65 \left(23,000 - \frac{9,000}{0.65 \times 1.2} \right) - 0 \\ &= 0.65 (23,000 - 11,538) \\ &= 7,450 \end{aligned}$$

500 ≤ 7,450 であるから準則に適することになる。

ちなみに、A工場の昭和49年6月28日時点の増設可能面積は7,450㎡である。

《計算上の注意》 算出した値は小数点以下を切り捨てる。

緑地

$$G \geq \frac{P}{\gamma} \left(0.15 - \frac{G_0}{S} \right)$$

この式に数値をあてはめると

$$P = 500$$

$$\gamma = 0.65$$

$$G_0 = 3,000$$

$$S = 23,000$$

$$\begin{aligned} \frac{P}{\gamma} \left(0.15 - \frac{G_0}{S} \right) &= \frac{500}{0.65} \left(0.15 - \frac{3,000}{23,000} \right) \\ &= 769 (0.15 - 0.13043) \\ &= 769 \times 0.01957 \\ &= 15.04933 \\ &= 16 \end{aligned}$$

従って 16 ㎡以上の緑地を設置しなければならない。

《計算上の注意》 $\frac{G_0}{S}$ の値は小数点第六位を四捨五入し、最後では小数点以下を切り上げる。
(環境施設の場合も同じ。)

環境施設

$$E \geq \frac{P}{\gamma} \left(0.2 - \frac{E_0}{S} \right)$$

この式に数値をあてはめると

$$P = 500$$

$$\gamma = 0.65$$

$$E_0 = 3,800$$

$$\begin{aligned}
S &= 23,000 \\
\frac{P}{\gamma} \left(0.2 - \frac{E_0}{S} \right) &= \frac{500}{0.65} \left(0.2 - \frac{3,800}{23,000} \right) \\
&= 769(0.2 - 0.16522) \\
&= 769 \times 0.03478 \\
&= 26.74582 \\
&= 27
\end{aligned}$$

従って 27 m²以上の環境施設を設置しなければならない。

☆次回G₀、E₀の算出

A工場は50m²の緑地を新設することにした。

これは環境施設の準則値27を上回っているのでO.K.である。計画値(50)が決まったら次回G₀及びE₀を算出する。

次回G₀の算出

$$\begin{aligned}
G_0 \text{ 算入面積} &= \text{計画値} - \text{準則値} \\
G_0 \text{ 算入面積} &= 50 - 16 = 34 \\
\text{次回 } G_0 &= \text{今回 } G_0 + G_0 \text{ 算入面積} \text{ なので} \\
\text{次回 } G_0 &= 3,000 + 34 = 3,034
\end{aligned}$$

次回E₀の算出

$$\begin{aligned}
E_0 \text{ 算入面積} &= \text{計画値} - \text{準則値} \\
E_0 \text{ 算入面積} &= 50 - 27 = 23 \\
\text{次回 } E_0 &= \text{今回 } E_0 + E_0 \text{ 算入面積} \text{ なので} \\
\text{次回 } E_0 &= 3,800 + 23 = 3,823
\end{aligned}$$

ii) A工場はその後、第2工場棟のスクラップ&ビルド及び緑地の見直しを行うことになった。

具体的には、第2工場棟3,000m²を建て替えし、生産施設面積2,800m²の工場とする。

緑地は、1,000m²撤去し、1,200m²新設し、また100m²の池を設置する。この計画は、地域準則に適合しているか。

生産施設

$$P \leq \gamma \left(S - \frac{P_0}{\gamma \alpha} \right) - P_1$$

この式に数値をあてはめると

$$P = 2,800$$

$$\gamma = 0.65$$

$$\alpha = 1.2$$

$$S = 23,000$$

$$P_0 = 9,000$$

$$P_1 = 500 - 3,000 = -2,500$$

$$\begin{aligned}
\gamma \left(S - \frac{P_0}{\gamma \alpha} \right) - P_1 &= 0.65 \left(23,000 - \frac{9,000}{0.65 \times 1.2} \right) - (-2,500) \\
&= 0.65(23,000 - 11,538) + 2,500
\end{aligned}$$

$$=7,450+2,500$$

$$=9,950$$

2,800 ≤ 9,950 であるから地域準則に適することになる。

緑地

$$G \geq \frac{P}{\gamma} \left(0.15 - \frac{G_0}{S} \right)$$

この式に数値をあてはめると

$$G = 200 \text{ (増加分)}$$

$$P = 2,800$$

$$\gamma = 0.65$$

$$G_0 = 3,034$$

$$S = 23,000$$

$$\begin{aligned} \frac{P}{\gamma} \left(0.15 - \frac{G_0}{S} \right) &= \frac{2,800}{0.65} \left(0.15 - \frac{3,034}{23,000} \right) \\ &= 4,308 (0.15 - 0.13191) \\ &= 4,308 \times 0.01809 \\ &= 78 \end{aligned}$$

200 ≥ 78 であるから地域準則に適することになる。

環境施設

$$E \geq \frac{P}{\gamma} \left(0.2 - \frac{E_0}{S} \right)$$

この式に数値をあてはめると

$$E = 200 + 100 = 300 \text{ (増加分)}$$

$$P = 2,800$$

$$\gamma = 0.65$$

$$E_0 = 3,823$$

$$S = 23,000$$

$$\begin{aligned} \frac{P}{\gamma} \left(0.2 - \frac{E_0}{S} \right) &= \frac{2,800}{0.65} \left(0.2 - \frac{3,823}{23,000} \right) \\ &= 4,308 (0.2 - 0.16622) \\ &= 4,308 \times 0.03378 \\ &= 145.52 \\ &= 146 \end{aligned}$$

300 ≥ 146 であるから地域準則に適することになる。

☆次回 G_0 、 E_0 の算出

次回 G_0 の算出

$$G_0 \text{ 算入面積} = 200 - 78 = 122$$

$$\text{次回 } G_0 = 3,034 + 122 = 3,156$$

次回 E_0 の算出

$$E_0 \text{ 算入面積} = 300 - 146 = 154$$

$$\text{次回 } E_0 = 3,823 + 154 = 3,977$$

2. 【既存工場で兼業】

① 生産施設

$$\sum_{i=1}^n \frac{P_i}{\gamma_i} \leq S - \sum_{i=1}^m \frac{P_{0i}}{\gamma_i \alpha_i}$$

この式において、 n 、 P_i 、 γ_i 、 α_i 、 S 、 m 及び P_{0i} は次の数値とする。

n	工場が属する業種の数
P_i	昭和49年6月29日以後に行う i 業種に属する生産施設の面積の変更に係わる面積の合計 (設置については+、撤去については-として計算) 注：今回の新設分も含める点で、単一業種の P_1 とは異なっている。
γ_i	i 業種についての生産施設面積の敷地面積に対する割合 (6 ページ参照)
α_i	i 業種についての既存生産施設用敷地計算係数 (20 ページ参照)
S	敷地面積 (変更があった場合は変更後の面積とする。)
m	昭和49年6月28日における当該工場が属する業種の数
P_{0i}	昭和49年6月29日に設置されている i 業種に属する生産施設の面積、又は設置のための工事が行われている i 業種に属する生産施設の面積

右辺 $S - \sum_{i=1}^m \frac{P_{0i}}{\gamma_i \alpha_i}$ は昭和49年6月28日現在の増設可能敷地面積を表している。左辺 $\sum_{i=1}^n \frac{P_i}{\gamma_i}$ は昭和49年6月29日以後設置された生産施設が使用しているとみなされる敷地の面積である。これを比較してみて、後者が前者と同じかそれより小さければ適合している。

② 緑地

$$G \geq \sum_{j=1}^n \frac{P_j}{\gamma_j} (0.15 - \frac{G_0}{S})$$

ただし、 $G \geq \sum_{j=1}^n \frac{P_j}{\gamma_j} (0.15 - \frac{G_0}{S}) > 0.15S - G_1 > 0$ のときは $G \geq 0.15S - G_1$ とし、

$0.15S - G_1 \leq 0$ のときは $G \geq 0$ とする。

これらの式において、 G 、 P_j 、 γ_j 、 G_0 及び G_1 は次の数値とする。(n 、 S については①と同じ)

G	今回の届出によって設置する緑地の増加面積 (純増分)
P_j	今回の変更に係る j 業種に属する生産施設の面積 (増設分のみ)
γ_j	j 業種についての生産施設面積の敷地面積に対する割合 (6 ページ参照)
G_0	(イ)昭和49年6月28日時点で設置済又は工事中の緑地面積 (ロ)前回までの生産施設の変更に伴い準則値 $\{ \sum_{j=1}^n \frac{P_j}{\gamma_j} (0.15S - \frac{G_0}{S}) \}$ を超えて設置した緑地面積 (ただし、平成17年3月31日までの準則値は0.2です。) (ハ)生産施設の変更とは無関係で緑地の設置が本法により届け出てあればその増加分

(以上の(イ)(ロ)(ハ)を合計した数値。)

G₁ 今回の届出前の緑地面積

ただし、今回の届出工事において撤去する緑地がある場合は、Gのほかに撤去面積分の緑地を工場敷地内に確保しなければならない。

③ 環境施設

$$E \geq \sum_{j=1}^n \frac{P_j}{\gamma_j} (0.2 - \frac{E_0}{S})$$

ただし、 $\sum_{j=1}^n \frac{P_j}{\gamma_j} (0.2S - \frac{E_0}{S}) > 0.2S - E_1 > 0$ のときは $E \geq 0.2S - E_1$ とし、

$0.2S - E_1 \leq 0$ のときは $E_1 \geq 0$ とする。

これらの式において、E、E₀及びE₁は次の数値とする。(n、S、P_j、γ_jについては①及び②と同じ。)

E 今回の届出によって設置する環境施設の増加面積(純増分)

E₀ (イ)昭和49年6月28日時点で設置済又は工事中の環境施設面積 (ロ)前回までの生産施設の変更に伴い準則値 $\{\sum_{j=1}^n \frac{P_j}{\gamma_j} (0.2 - \frac{E_0}{S})\}$ を超えて設置した環境施設面積(ただし、平成17年3月31日までの準則値は0.25です。)(ハ)生産施設の変更とは無関係で環境施設の設置が本法により届け出てあればその増加分
(以上の(イ)(ロ)(ハ)を合計した数値。)

E₁ 今回の届出前の環境施設面積

ただし、今回の届出工事において撤去する緑地がある場合は、Eのほかに撤去面積分の環境施設を工場敷地内に確保しなければならない。

〔例2〕

i) 既存工場であるB工場は医薬品原薬(γ=0.65 α=1.3)及び医薬品製剤(γ=0.65 α=1.2)を製造している。敷地面積は29,000㎡、生産施設は5,000㎡(原薬製造工場1,600㎡、製剤製造工場3,400㎡)、緑地2,500㎡、環境施設(テニスコート)が500㎡ある。今回、原薬製造工場をスクラップ&ビルドすることになり(スクラップ1,600㎡、ビルド1,700㎡)、第1回目の届出を行うことになった。この計画は準則に適合しているか。緑地及び環境施設はどれだけ設置しなければならないか。

生産施設

$$\sum_{i=1}^n \frac{P_i}{\gamma_i} \leq S - \sum_{i=1}^m \frac{P_{0i}}{\gamma_i \alpha_i}$$

この式に数値をあてはめると

$$n = m = 2$$

$i = 1, 2$ であり、1 が原薬、2 が製剤とすると

$$P_1 = -1,600 + 1,700 = 100$$

$$P_2 = 0$$

$$\gamma_1 = 0.65$$

$$\gamma_2 = 0.65$$

$$S = 29,000$$

$$P_{01} = 1,600$$

$$P_{02} = 3,400$$

$$\alpha_1 = 1.3$$

$$\alpha_2 = 1.2$$

$$\begin{aligned} \text{左辺} &= \sum_{i=1}^n \frac{P_i}{\gamma_i} = \frac{100}{0.65} + \frac{0}{0.65} \\ &= 153.84 + 0 \\ &= 154 \end{aligned}$$

$$\begin{aligned} \text{右辺} &= S - \sum_{i=1}^m \frac{P_{0i}}{\gamma_i \alpha_i} = 29,000 - \left(\frac{1,600}{0.65 \times 1.3} + \frac{3,400}{0.65 \times 1.2} \right) \\ &= 29,000 - (1,893 + 4,359) \\ &= 29,000 - 6,252 \\ &= 22,748 \end{aligned}$$

154 ≤ 22,748 であるから準則に適することになる。

《計算上の注意》 左辺の計算は小数点以下を切り上げる。

緑地

$$G \geq \sum_{j=1}^n \frac{P_j}{\gamma_j} \left(0.15 - \frac{G_0}{S} \right)$$

この式に数値をあてはめると

$$n = 2$$

$j = 1, 2$ であり、1 が原薬、2 が製剤とすると

$$P_1 = 1,700$$

$$P_2 = 0$$

$$\gamma_1 = 0.65$$

$$\gamma_2 = 0.65$$

$$G_0 = 2,500$$

$$S = 29,000$$

$$\begin{aligned} \sum_{j=1}^n \frac{P_j}{\gamma_j} \left(0.15 - \frac{G_0}{S} \right) &= \left(\frac{1,700}{0.65} + \frac{0}{0.65} \right) \left(0.15 - \frac{2,500}{29,000} \right) \\ &= (2,615.4 + 0) (0.15 - 0.08621) \\ &= 2,615.4 \times 0.06379 \\ &= 166.83 \\ &= 167 \end{aligned}$$

従って 167 m²以上の緑地を設置しなければならない。

《計算上の注意》 $\frac{G_0}{S}$ の値は小数点第六位を四捨五入し、最後では小数点以下を切り上げる。

(環境施設の場合も同じ。)

環境施設

$$E \geq \sum_{j=1}^n \frac{P_j}{\gamma_j} (0.2 - \frac{E_0}{S})$$

この式に数値をあてはめると

$$E_0 = 2,500 + 500 = 3,000$$

他は緑地と同じ

$$\begin{aligned} \sum_{j=1}^n \frac{P_j}{\gamma_j} (0.2 - \frac{E_0}{S}) &= (\frac{1,700}{0.65} + \frac{0}{0.65}) (0.2 - \frac{3,500}{29,000}) \\ &= 2,615.4 \times (0.2 - 0.10345) \\ &= 2,615.4 \times 0.09655 \\ &= 252.51 \\ &= 253 \end{aligned}$$

従って 253 m²以上の緑地を設置しなければならない。

☆次回 G₀、E₀の算出

B工場は 900 m²の緑地を新設することにした。これは緑地の準則値 167 及び環境施設の準則値 253 を上回っているので O.K. である。計画値 (900) が決まったら次回 G₀ 及び E₀ を算出する。

(算出の方法は単一業種と同じ)

次回 G₀の算出

$$G_0 \text{ 算入面積} = 900 - 167 = 733$$

$$\text{次回 } G_0 = 2,500 + 733 = 3,233$$

次回 E₀の算出

$$E_0 \text{ 算入面積} = 900 - 253 = 647$$

$$\text{次回 } E_0 = 3,000 + 647 = 3,647$$

ii) B工場はその後、原薬製造工場の一部 220 m²を製剤製造工場に用途替えし、また製剤製造工場を 300 m²増設する。緑地は 250 m²撤去し、400 m²新設する。この計画は地域準則に適合しているか。

生産施設

$$\sum_{i=1}^n \frac{P_i}{\gamma_i} \leq S - \sum_{i=1}^m \frac{P_{0i}}{\gamma_i \alpha_i}$$

この式に数値をあてはめると

$$n = 2$$

i = 1、2 であり、1 が原薬、2 が製剤とすると

$$P_1 = -1,600 + 1,700 - 220 = -120$$

$$P_2 = 220 + 300 = 520$$

$$\gamma_1 = 0.65$$

$$\gamma_2 = 0.65$$

右辺については、昭和49年6月28日現在の増設可能敷地面積であるから前回と同じ。

(敷地面積に変更がないかぎり変わらない。)

$$\begin{aligned} \text{左辺} &= \sum_{i=1}^n \frac{P_i}{\gamma_i} = \frac{-120}{0.65} + \frac{520}{0.65} \\ &= -185 + 800 \\ &= 615 \end{aligned}$$

$$\text{右辺} = 17,814$$

$615 \leq 17,814$ であるから準則に適している。

緑地

$$G \geq \sum_{j=1}^n \frac{P_j}{\gamma_j} (0.15 - \frac{G_0}{S})$$

この式に数値をあてはめると

$$G = 150 \text{ (増加分)}$$

$$n = 2$$

$j = 1, 2$ であり、1が原薬、2が製剤とすると

$$P_1 = 0$$

$$P_2 = 220 + 300 = 520$$

$$\gamma_1 = 0.65$$

$$\gamma_2 = 0.65$$

$$G_0 = 3,233$$

$$S = 29,000$$

$$\begin{aligned} \sum_{j=1}^n \frac{P_j}{\gamma_j} (0.15 - \frac{G_0}{S}) &= (\frac{0}{0.65} + \frac{520}{0.65}) (0.15 - \frac{3,038}{29,000}) \\ &= 800 \times (0.15 - 0.10476) \\ &= 800 \times 0.04524 \\ &= 36.192 \\ &= 37 \end{aligned}$$

$150 \geq 37$ であるから地域準則に適している。

《注》用途替えは実質的に生産施設面積が増えるものではないが、用途替えに際し設備投資が行われるものと考えて、その分に対しても緑地設置義務が生じる。

環境施設

$$E \geq \sum_{j=1}^n \frac{P_j}{\gamma_j} (0.2 - \frac{E_0}{S})$$

この式に数値をあてはめると

$$E = 150 \text{ (増加分)}$$

$$E_0 = 3,647$$

他は緑地と同じ

$$\sum_{j=1}^n \frac{P_j}{\gamma_j} (0.2 - \frac{E_0}{S}) = (\frac{0}{0.65} + \frac{520}{0.65}) (0.2 - \frac{3,352}{29,000})$$

$$\begin{aligned}
&= 800 \times (0.2 - 0.11559) \\
&= 800 \times 0.08441 \\
&= 67.528 \\
&= 68
\end{aligned}$$

150 ≥ 68 であるから準則に適している。

☆次回 G_0 、 E_0 の算出

次回 G_0 の算出

$$\begin{aligned}
G_0 \text{ 算入面積} &= 150 - 37 = 113 \\
\text{次回 } G_0 &= 3,233 + 113 = 3,346
\end{aligned}$$

次回 E_0 の算出

$$\begin{aligned}
E_0 \text{ 算入面積} &= 150 - 68 = 82 \\
\text{次回 } E_0 &= 3,647 + 82 = 3,729
\end{aligned}$$

3 . 【新設工場で単一業種】

① 生産施設

$$P \leq \gamma S$$

γ は前述したように生産施設の敷地面積に対する割合であり、業種により、0.3、0.35、0.4、0.45、0.5、0.55、0.6、0.65、0.75の9段階に分かれている。新設工場は、生産施設面積が敷地面積に対して常にこの割合以下でなければならない。（業種別の敷地面積に対する生産施設の面積の割合（ γ ）は、6頁参照）

② 緑地

$$G \geq 0.15 S$$

緑地は業種にかかわらず、敷地面積の15%以上設置しなければならない。

③ 環境施設

$$E \geq 0.2 S$$

環境施設（緑地及び緑地以外の環境施設）は、敷地面積の20%以上設置しなければならない。

4 . 【新設工場で兼業】

① 生産施設

$$\sum_{i=1}^n \frac{P_i}{\gamma_i} \leq S$$

この式において、 n 、 P_i 、 γ_i 、 S の値は次の数値とする。

n 工場が属する業種の数

P_i i 業種に属する生産施設の新設に係る面積及びその面積の変更に係る面積の合計
（設置については+、撤去については-として計算）

γ_i i 業種についての生産施設面積の敷地面積に対する割合

S 敷地面積

②、③ 緑地、環境施設

新設工場は、緑地を敷地面積の15%以上、環境施設を20%以上設置しなければならない。

以上の準則計算の計算式の数値（「0.15」「0.2」）（緑地面積率15%、環境施設面積率20%）は、東久留米市工場立地法地域準則条例で定める準工業地域に立地する特定工場に適用する数値を使用しています。

準工業地域以外の地域に立地する特定工場については、工場立地に関する準則に定めるとおり、上記の式の「0.15」を「0.2」に、「0.2」を「0.25」（緑地面積率20%、環境施設面積率25%）に変えて計算してください。

6 届出が必要な場合

6-1 届出が必要な場合

・工場立地法において、以下のように定められています。

法条文	届出の種類	
第6条第1項	新設	① 特定工場の <u>新設</u> （敷地面積若しくは建築面積を増加し、又は既存の施設の用途を変更することにより特定工場となる場合を含む。）
一部改正法 附則第3条 第1項	変更	② 昭和49年6月28日に特定工場の設置をしている者又は新設工事中の者が昭和49年6月29日以後最初に行う <u>変更</u>
第7条第1項		③ 施行令第1条、第2条の改廃時にその改廃により新たに特定工場となる工場の設置をしている者又は新設工事中の者がその後最初に行う <u>変更</u>
第8条第1項		④ ①②③の届出をした者がその後行う <u>変更</u>
第12条第1項	その他	⑤ 氏名等の変更
第13条第3項		⑥ 譲受、借受、相続又は合併による届出者の地位の承継
—		⑦ 特定工場を廃止（移転）する場合

6-1-1 新設の場合

例外なく届出が必要です。（敷地面積若しくは建築面積を増加し、又は既存の施設の用途を変更することにより特定工場となる場合を含む。）

6-1-2 変更の場合

「変更」とは次のような場合をいいます。

・特定工場における製品を変更するとき。

ただし、届出を必要とするのは、以下の場合に限ります。

a) 日本標準産業分類における三ケタ分類（小分類）に属する業種が、他の三ケタ分類に属す

る業種となる変更が行われる場合。(ある業種の廃止又は追加の場合を含む。)

b) 敷地面積に対する生産施設の面積の割合 (γ) (6頁参照) が変わる業種の変更が行われる場合。

c) 既存生産施設用敷地計算係数 (α) (20頁参照) が変わる業種の変更が行われる場合。

- ・敷地面積が増加又は減少するとき。
- ・建築面積を変更する場合で、同時に生産施設面積の変更、緑地等環境施設の面積及び配置の変更のいずれかの変更を伴うとき。
- ・生産施設の増設、スクラップ&ビルド等に伴う面積の変更を行うとき。(結果的に生産施設面積が減少又は変わらない場合であっても届出は必要。)
※スクラップ&ビルドとは、既存生産施設の一部又は全部を土台から撤去し、当該部分を新たに設置し直すことをいう。
- ・緑地、環境施設の面積が減少するとき。(一部撤去の場合も届出が必要。)

6-1-3 その他の場合

届出者の名称、住所に係る変更が行われた場合は、届出が必要です。(ただし、単に代表者が変わっただけのときは不要。)

届出済特定工場を譲り受け又は借り受けたとき及び届出者の地位に相続又は合併があったときは、届出が必要です。

特定工場を廃止するときは、廃止後すみやかに廃止届を提出して下さい。

6-2 届出が必要ない場合

以下の場合には届出が必要ありません。次回の届出のときあわせて届け出ていただきます。

- ・単なる空地や駐車場等の緑地等環境施設ではないところをつぶして、事務所等を建設するとき。
- ・生産施設の撤去のみを行うとき。
- ・生産施設の修繕を行う場合で、生産施設面積の変更がないとき。また、変更がある場合でも、修繕に係る部分の面積の合計が、30㎡未満のとき。
- ・既存の生産施設をその状態のままで、緑地等の減少を伴わず他の場所に移設するとき。
- ・緑地又は緑地以外の環境施設の増設のみを行うとき。
- ・特定工場に係る緑地又は緑地以外の環境施設の移設であって、当該移設によりそれぞれの面積の減少を伴わないもの(周辺の地域の生活環境の保持に支障を及ぼすおそれがないものに限る。)

7 届出の時期

7-1 実施の制限

法第11条により、届出が受理された日から90日間は、原則として工事に着手してはならないことになっています。(「実施の制限」という。)

新設及び変更の場合、その開始の時点は以下のように考えます。

- ・新設の場合、敷地の造成工事を伴うものは、その造成工事の着手の時点とする。造成工事を伴わないときは、建築物や緑地等環境施設の設置工事のなかで最初の工事の着手の時点とする。
- ・変更の場合で、変更の工事を伴うものはその一連の工事の着手の時点とする。例えば、最初に緑地の撤去を行う場合は、その時点とする。

- ・変更の工事を伴わない場合で、売買により敷地面積の変更が行われる場合は、原則として移転登記の日を変更の日とする。
- ・賃貸借契約により敷地面積の変更が行われる場合は、事実上の使用開始時を変更の日と考える。

7-2 実施の制限期間の短縮

事業者が実施の制限期間の短縮申請を行った場合は、期間を最大30日間まで短縮できますが、届出内容が法第9条の勧告の要件に該当しないことが必要です。（「実施の制限期間の短縮」という。）

8 届出書類

8-1 届出書類一覧表

番号	届出書類の名称	備考	法第6条 第1項 (新設)	第8条 第1項 (変更)	一部改正法附 則第3条第1項 (既存工場が最 初に行う変更)
1	様式1 特定工場新設(変更)届出書 (一般用)	代理人による届出の 場合は委任状を添付 のこと	○	○	○
2	様式1の2 特定工場新設(変更)届 出及び実施制限期間の短縮 申請書(一般用)				
3	様式2 特定工場新設(変更)の主旨 説明書		○	○	○
4	別紙1 特定工場における生産施設の 面積		○	△	○
5	別紙2 特定工場における緑地並びに 環境施設的面積及び配置		○	△	○
6	別紙3 工業団地の面積並びに工業団 地共通施設的面積及び配置	工業団地に新設する 工場のみ提出	○	△	○
7	別紙4 隣接緑地等の面積及び配置並 びに負担総額及び届出者が 負担する費用	工場集合地の特例の 適用を受けようとする 場合のみ提出	○	△	○
8	様式3 事業概要説明書		○	△	○
9	様式4 生産施設、緑地、緑地以外の 環境施設、その他の主要施設 の配置図		○	○	○
10	別紙5 施設利用実績説明書	該当する場合のみ添付	○	○	○
11	様式5 特定工場用地利用状況説明書		○	△	○
12	様式6 特定工場の新設等のための工 事の日程		○	○	○
13	兼業調書	兼業の工場のみ提出	○	△	○
14	準則計算表	生産施設の新たな設 置がある場合に提出	—	○	○
15	準則計算推移表	敷地、生産施設、緑地、 環境施設のいずれか の面積に増減がある 場合に提出	—	○	○
16	様式8 特定工場新設(変更)届出調書		○	○	○
17	様式12 氏名(名称・住所)変更届出書	該当する場合に提出	—	—	—

18	様式 13 特定工場承継届出書		—	—	—
19	様式 14 特定工場廃止届出書		—	—	—
20	委任状 (例)	該当する場合に添付	○	○	○
21	完了報告書	工事完了後に提出	○	○	○
22	修正届	届出に修正があった 場合のみ提出	○	○	○

(注) ○ : 必要 (又は備考欄に示す場合に該当する場合は必要)

△ : 変更があった場合のみ必要

8-2 届出のあて先及び部数

- ① あて先は、全ての提出書類について「東久留米市長」です。
- ② 提出部数は1部ですが、副本も1部作成してください。(後日、受付印を押してお返しします。)